第２－１号様式（第９条関係）

第　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　殿

東京都知事　　　印

宿泊施設テレワーク活用促進事業補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった宿泊施設テレワーク活用促進事業補助金については、下記により交付する。

記

第１　補助事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる名称によるものとし、その内容は申請書記載のとおりとする。

事業名：

第２　交付決定額

　　　　　　　　　円

第３　通　則

　　補助事業者は、補助事業を行うに当たっては、この通知書に定めるもののほか、宿泊施設テレワーク活用促進事業補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第４　申請の取下げ

補助事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を東京都知事（以下「知事」という。）に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

第５　事情変更による決定の取消等

知事は、この交付決定後においても、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第６　補助事業遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第７　補助事業の内容変更等

補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ書面により必要な書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第８　状況報告

　　知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

第９　遂行命令等

知事は、第８の規定による報告や地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第２項の規定による調査等により、補助事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

２　知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対して補助事業の一時停止を命じることがある。

第10　実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了したときは、その日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した実績報告書を、必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（１）補助事業の成果に関する事項

　（２）補助事業の収支計算に関する事項

　（３）（１）に係る参考資料

第11　補助金の額の確定

知事は、第10の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　前項の規定により確定する交付すべき補助金の額は、補助対象経費を基に各事業の補助率等により算出した額（百円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。なお、事業の上限額及び補助率は以下のとおりとする。

上限額：500,000円、補助率：2/3

第12　是正のための措置

知事は、第11の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し当該補助事業につき、指定した期間までにこれらに適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

２　第10の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

第13　補助金の請求及び支払

知事は、第11の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

第14　交付決定の取消し

知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　（２）補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

　（３）交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

（４）申請要件に該当しない事実が判明したとき。

　（５）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

（６）その他、都が補助事業として不適切と判断したとき。

２　前項の規定は、第11の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適

用するものとする。

第15　重複受給の禁止

補助事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。

ただし、都、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

第16　補助金の返還

知事は、第５又は第14の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第17　補助金の経理等

補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の完了後又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後５年間とする。

第18　取得財産等の管理及び処分

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等のうち、効用の増加により価格が50万円以上となったものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。

４　知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

第19　補助事業の公表と成果の発表

知事は、必要があると認めるときは、補助事業者の名称、補助事業名、補助事業の成果等を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

第20　検査及び事業効果の報告

補助事業者は、補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日が属する会計年度の終了後５年間において、知事が東京都職員をして、補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業の事業効果について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

第21　違約加算金及び延滞金の納付

知事が第14の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

３　前２項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第22　違約加算金の基礎となる額の計算

知事が第21第１項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第23　延滞金の基礎となる額の計算

知事が第21第２項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第24　非常災害の場合の措置

非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。